

# 審判手続における電子特殊申請に関する Q&A

令和7年1月6日版

## 目次

<b>1. 拒絶査定不服審判及び意匠・商標の補正却下決定不服審判に関する Q&amp;A .....</b>	<b>3</b>
問 1. 拒絶査定に対する審判請求書を電子特殊申請で提出した場合にはどのように扱われますか? .....	3
問 2. 拒絶査定不服審判や補正却下決定不服審判における「委任状」を電子特殊申請で提出することはできますか? .....	3
問 3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の拒絶査定不服審判の審判請求書等を電子特殊申請で提出することはできますか? .....	3
<b>2. 異議の申立て、無効審判等に関する Q&amp;A .....</b>	<b>3</b>
問 4. 電子特殊申請の開始前から審判に係属中の無効審判事件も、電子特殊申請を利用して提出できますか? .....	3
問 5. 識別番号を持っていませんが、電子特殊申請で無効審判請求書を提出することはできますか? .....	4
問 6. 同じ審判事件の手続で、電子特殊申請による手続と書面による手續を併用できますか? .....	4
問 7. 無効審判事件や異議申立事件における「委任状」は、電子特殊申請で提出できますか? .....	4
問 8. 電子特殊申請で無効審判請求書や訂正審判請求書等を提出する場合、証拠物件のひな形や見本、配列表を記録した磁気ディスク（DVD-R）はどのように提出すればよいですか? .....	4
問 9. 営業秘密を含む書類（証拠等）は、電子特殊申請ではどのように提出すれば良いですか? .....	5
問 10. 電子特殊申請で提出した無効審判請求書（添付書類含む）等は、どのように相手方当事者に送付されますか? .....	5
問 11. 相手方当事者から電子特殊申請で提出された書類（PDF ファイル）を、電子データの形式で受け取ることはできますか? .....	6
問 12. 相手方から電子特殊申請で提出された書類を DVD-R と書面の両方で受け取ることはできますか? ..	6
問 13. 無効審判や異議の申立て等は電子特殊申請で提出可能になりますが、特許庁からの発送書類をインターネット出願ソフトで受け取ることはできますか? .....	7
問 14. 電子特殊申請で提出した証拠の写し等に誤りがあった場合（例えば、提出すべき証拠の写し等とは異なるものを添付してしまった場合）はどうすればよいですか? .....	7
問 15. 電子特殊申請で証拠として外国語文献を提出しましたが、そのときに翻訳文の添付を忘れてしまった場合は、どうすればよいですか? .....	7
問 16. 電子特殊申請で提出された無効審判請求書等を、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で参照したりオンラインで閲覧したりすることはできますか? .....	7
問 17. 電子特殊申請で提出する際に、添付する証拠が多く送信できない場合、どうすればよいですか? ..	7
問 18. 無効審判事件に対して、明細書の訂正を考えていますが、その場合に配列表はどのように提出すればよいでしょうか? .....	8
<b>3. その他共通の Q&amp;A .....</b>	<b>8</b>

問19. 電子特殊申請で提出する際に、PDFのバージョン等についての指定はありますか? .....8

問20. 電子特殊申請で提出する PDF ファイルは、スキャナーのスキャン機能を使って作成したものでよいですか？また、解像度はどの程度にすればよいですか? .....9

問21. 電子特殊申請で PDF ファイルを提出した場合であっても、特許庁のホームページの「紙原本書面の電子データ提供フォーム」から PDF ファイルの電子データを提出する必要がありますか? .....9

## **1. 拒絶査定不服審判及び意匠・商標の補正却下決定不服審判に関するQ&A**

### **問1. 拒絶査定に対する審判請求書を電子特殊申請で提出した場合にはどのように扱われますか？**

拒絶査定に対する審判請求書は電子特殊申請の対象外ですので、電子特殊申請で提出した場合には却下処分の対象となります。拒絶査定に対する審判請求書のように、令和6年1月より前にインターネット出願ソフトの出願機能のタブから提出できていたものは電子特殊申請では提出しないでください。また、拒絶査定に対する審判請求書に限らず、電子特殊申請の対象外の書類を電子特殊申請で提出した場合は却下処分の対象となりますので十分御注意ください。

### **問2. 拒絶査定不服審判や補正却下決定不服審判における「委任状」を電子特殊申請で提出することはできますか？**

拒絶査定不服審判や補正却下決定不服審判における代理権を証明するための「委任状」も、紙手続だけでなく、電子特殊申請でも手続補足書（又は手続補正書）に添付して提出することができます。

### **問3. マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願の拒絶査定不服審判の審判請求書等を電子特殊申請で提出することはできますか？**

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願（以下、「マドプロ」といいます）の拒絶査定不服審判は電子特殊申請の対象となり、審判請求書等の審判関連書類は電子特殊申請で提出することができます。なお、マドプロの補正却下決定不服審判も電子特殊申請の対象となります。

## **2. 異議の申立て、無効審判等に関するQ&A**

### **問4. 電子特殊申請の開始前から審判に係属中の無効審判事件も、電子特殊申請を利用して提出できますか？**

可能です。審判係属中の事件は、電子特殊申請で提出することができます。

また、引き続き、書面での提出や証拠の写し等のDVD-Rによる提出も可能です。

## 問5. 識別番号を持っていませんが、電子特殊申請で無効審判請求書を提出することはできますか？

インターネット出願ソフトを利用する際には、識別番号が必要となります。審判請求人が識別番号を持っていない場合でも識別番号をもっている代理人により電子特殊申請で提出することができます。

なお、無効審判請求書の請求人の欄には識別番号の記載は不要です。

## 問6. 同じ審判事件の手続で、電子特殊申請による手続と書面による手続を併用できますか？

どちらの手続でも提出することができます。

例えば、審判請求書は電子特殊申請で提出して、審判事件弁駁書は書面で提出することもできますが、電子特殊申請で提出できる方は、審判業務の効率化のために電子特殊申請で提出するよう御協力をお願いします。

## 問7. 無効審判事件や異議申立事件における「委任状」は、電子特殊申請で提出できますか？

無効審判事件や異議申立事件における代理権を証明する「委任状」は、審判請求書、異議申立書、代理人受任届等に添付して電子特殊申請で提出することができます。

## 問8. 電子特殊申請で無効審判請求書や訂正審判請求書等を提出する場合、証拠物件のひな形や見本、配列表を記録した磁気ディスク（DVD-R）はどのように提出すればよいですか？

電子特殊申請では提出することができない文書以外の証拠物件のひな形や見本、配列表を記録した磁気ディスク（DVD-R）は、「手続補足書」に添付して、特許庁出願課窓口に提出又は郵送にて提出してください。

例えば、審判請求書に甲第1号証と甲第2号証を添付する場合で、甲第2号証が文書以外の証拠物件（例えはひな形）の時は、電子特殊申請で審判請求書に甲第1号証の写し、証拠説明書、委任状を添付して提出し、甲第2号証のひな形は同日付けの手続補足書（正本1通、副本

2通)に添付して特許庁出願課窓口に提出又は郵送にて提出してください。この場合、審判請求書の「添付書類又は添付物件の目録」の欄は、以下のように記載してください。

- |                      |                              |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 甲第1号証写し          | 正本1通                         |
| (2) 甲第2号証 (○○○○のひな形) | 同日付け手続補足書に添付し郵送(又は窓口)にて提出する。 |
| (3) 証拠説明書            | 正本1通                         |
| (4) 委任状              | 1通                           |

また、一部の証拠の写しを PDF ファイルで準備することができない場合についても同様に、「手続補足書」に添付して、特許庁出願課窓口に提出又は郵送にて提出してください。

## 問9. 営業秘密を含む書類（証拠等）は、電子特殊申請ではどのように提出すれば良いですか？

営業秘密を含む書類（証拠等）を電子特殊申請で提出する場合は、次のように2回に分けて提出してください。

<1回目> 営業秘密の箇所を墨塗していない書類（PDF ファイル）を、審判請求書等に添付して提出してください。なお、審判請求書等の「添付書類又は添付物件の目録」の欄には営業秘密の申出をする旨を記載してください。

<2回目> 営業秘密の箇所を墨塗した書類（PDF ファイル）を、営業秘密に関する申出書に添付して提出してください。なお、営業秘密の申出に係る箇所が書類の全部である場合は、営業秘密の箇所を墨塗した書類の添付は必要ありません。

墨塗処理の方法については、特許庁ウェブサイトに掲載の「[営業秘密の箇所に墨塗処理をした PDF ファイルの作成方法](#)」を御参照ください。

## 問10. 電子特殊申請で提出した無効審判請求書（添付書類含む）等は、どのように相手方当事者に送付されますか？

事前に相手方当事者の承諾を得ている場合、電子特殊申請で提出された審判請求書等の PDF ファイルは、特許庁で DVD-R に記録し、答弁指令等の発送封筒に同封して送付します。そのため PDF ファイルを印刷又は PC 画面上に表示した場合に視認されない情報（例：ファイルのプロパティ情報）を含め、提出者の意図しない情報については、必ず削除してください。

また、相手方当事者によって承諾されない場合や相手方当事者への承諾の確認に時間を要することが想定される場合等（例：特許管理人のいない国外の権利者の場合、相手方当事者と連絡の取れない場合）は、電子特殊申請で提出された書類を特許庁で紙出力したものと発送封筒に同封して送付します。

なお、承諾については問 11. を御参照ください。

## 問 11. 相手方当事者から電子特殊申請で提出された書類（PDF ファイル）を、電子データの形式で受け取ることはできますか？

可能です。事前に電子特殊申請で提出された書類等を電子データで受領することを承諾する旨の申出をした場合は、無効審判事件等の審判請求書や添付された証拠書類等について、特許庁で DVD-R に記録したものを送付します。原則、事前に担当審判書記官等が DVD-R で送付することについての承諾の確認を行いますので御協力をお願いします。

また、異議番号通知や審判番号通知のお知らせ欄にも承諾のお知らせを記載します。これらの通知を受け取った際に、担当審判書記官等からの連絡を待つことなく上申書で承諾をする旨の申出をすることもできます（業務の効率化のために、できるだけ早いタイミングでの上申書の提出に御協力をお願いします）。審判事件の代理人受任届等に承諾をする旨を記載することで、上申書の提出を省略することもできます。

なお、承諾は事件ごとに行います。上申書で「すべての審判事件において承諾する」旨の申出をした場合でも、承諾を得たことになるのは当該上申書に対応する審判事件のみとなります。

特許庁ウェブサイトに掲載の「審判手続における電子特殊申請について」の「3. 電子特殊申請で提出された書類の相手方への送付について」を御参照ください。

## 問 12. 相手方から電子特殊申請で提出された書類を DVD-R と書面の両方で受け取ることはできますか？

DVD-R か書面のいずれか一方での受取になります。

特許庁は、承諾がある場合は相手方から電子特殊申請により提出された書面を記録した DVD-R を送付し、承諾がない場合は当該書面を紙出力したものと発送封筒に同封して送付します。そのため、承諾を得られた者には、電子特殊申請により提出された書面を紙出力したものと発送封筒に同封して送付します。

**問13.** 無効審判や異議の申立て等は電子特殊申請で提出可能になりますが、特許庁からの発送書類をインターネット出願ソフトで受け取ることはできますか？

電子特殊申請の対象となる無効審判事件や異議申立事件等における特許庁からの通知、審決書、決定書等の発送書類は引き続き書面での送付となります。

**問14.** 電子特殊申請で提出した証拠の写し等に誤りがあった場合（例えば、提出すべき証拠の写し等とは異なるものを添付してしまった場合）はどうすればよいですか？

事件を担当する審判書記官に御相談ください。

**問15.** 電子特殊申請で証拠として外国語文献を提出しましたが、そのときに翻訳文の添付を忘れてしまった場合は、どうすればよいですか？

補正指令が通知されますのでそれに対応してください。自発的に補正する場合には、担当審判書記官に電話等で提出する旨を伝えた上で、手続補正書に添付して提出してください。

**問16.** 電子特殊申請で提出された無効審判請求書等を、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）で参照したりオンラインで閲覧したりすることはできますか？

電子特殊申請で提出された書類は、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）では参照できません。また、オンライン閲覧の対象にも含まれていません。閲覧を希望する場合は、出願課の閲覧担当までお問い合わせください。

**問17.** 電子特殊申請で提出する際に、添付する証拠が多く送信できない場合、どうすればよいですか？

電子特殊申請では一回の送信につき、申請書類1ファイルと添付書類49ファイルが送信できる上限となっています。原則、号証ごとに1つのファイルとしますが、電子特殊申請で送信できる上限のファイル数に収めるために、例えば、「甲第1号証の1」、「甲第1号証の2」のような枝番の証拠をまとめて「甲第1号証」として1つのPDFファイルにすることや、外国

語で作成された文書とその翻訳文を 1 つの PDF ファイルとしても構いません。それでもファイル数が上限を超える場合には、まず上限の 49 ファイルを添付し送信してください。残りのファイルについては、申請書類として物件提出書を作成し、上限数以下のファイルを添付しての送信をお願いします。

なお、証拠の数が膨大な場合には、DVD-R による提出も御検討ください。DVD-R による提出については、特許庁ウェブサイトに掲載の「[審判手続の証拠の写し等の DVD-R による提出が可能になりました](#)」を御参照ください。

## 問 18. 無効審判事件に対して、明細書の訂正を考えていますが、その場合に配列表はどのように提出すればよいでしょうか？

配列表を含む明細書を訂正する際には、配列表の電子データを別途提出する必要があります。ST26 形式の配列表の場合には、訂正請求書の添付書類として XML ファイルのまま電子特殊申請で提出することができます。

ST25 形式の配列表の場合には、電子特殊申請を利用できないため、電子特殊申請で提出する訂正請求書等とは別に、手続補足書に配列表の電子データを記録した DVD-R を添付して、訂正請求書等と同日付で郵送にて提出又は特許庁出願課窓口に提出してください。この場合の紙手続となる手続補足書（添付の DVD-R を含む）の副本は不要です。

特許庁ウェブサイトに掲載の「[訂正審判、訂正請求における訂正明細書の配列表について](#)」を御参照ください。

## 3. その他共通の Q&A

### 問 19. 電子特殊申請で提出する際に、PDF のバージョン等についての指定はありますか？

Microsoft Windows 10 以降の PC 上で Adobe Acrobat Reader を利用して表示及び印刷が可能であれば、特に指定はありません。ただし、パスワード入力なしに表示及び印刷することができる必要がありますので、パスワードは設定しないでください。

なお、審理の効率化のためにはテキストデータを含む形式が望ましいため、可能であれば Word ファイルを PDF に変換する等の対応をお願いします。

**問20.** 電子特殊申請で提出する PDF ファイルは、スキャナーのスキャン機能を使って作成したものでよいですか？また、解像度はどの程度にすればよいですか？

Microsoft Windows 10 以降の PC 上で Adobe Acrobat Reader を利用して表示及び印刷が可能であれば、PDF ファイルを作成する手段については特に問いません。その際に、必要な解像度は、証拠として示したい部分が文字のみか画像も含まれるか等により異なると思われますので、証拠として示したい部分が明確に表示される程度の解像度を選択してください。

また、提出前に一度、お持ちの PC で作成したファイルを開き、証拠として示したい部分が明確に表示されるかの確認をお願いします。

**問21.** 電子特殊申請で PDF ファイルを提出した場合であっても、特許庁のホームページの「紙原本書面の電子データ提供フォーム」から PDF ファイルの電子データを提出する必要がありますか？

電子特殊申請で提出された PDF ファイルがテキストデータを含まない場合は、書面で提出する場合と同様に、「紙原本書面の電子データ提供フォーム」からテキストデータを含む電子データの提供をお願いします。なお、当該提供フォームから提供された電子データは審理の効率化のために使用しますが、原本とはなりません。